

令和6年度

**指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導**

(共同生活援助及び短期入所・報酬改定編)

大阪市福祉局障がい者施策部

令和6年度報酬改定の主な内容及び主な新設加算・ 見直しのある加算等の要件について

共同生活援助の基本報酬の見直し（世話人の配置基準）

世話人の配置基準について、4：1以上5：1 以上の区分がなくなり、**6：1以上のみ**になりました。

≪ 基本報酬区分の見直し（介護サービス包括型の例） ≫

- 共同生活援助サービス費（Ⅰ）（世話人の配置6：1以上）
- 共同生活援助サービス費（Ⅱ）（体験利用）

共同生活援助の人員配置体制加算

(介護サービス包括型の例)

1. 人員配置体制加算 (I)

事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、**特定従業者数換算方法**で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算します。

【特定従業者数換算方法】

従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を**40時間として**、従業者の員数に換算する方法。

2. 人員配置体制加算 (II)

事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、**特定従業者数換算方法**で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算します。

共同生活援助の人員配置体制加算

【人員配置体制加算(I)の計算例 (介護サービス包括型)】

利用者を15人（区分6が5人、区分5が4人、区分4が6人）、常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合

(1) 世話人： $40 \text{ 時間} \times (15 \div 6) \text{ 人} = 100 \text{ 時間/週}$

(2) 生活支援員：区分6： $40 \text{ 時間} \times 5 \div 2.5 \text{ 人} = 80 \text{ 時間/週}$

区分5： $40 \text{ 時間} \times 4 \div 4 \text{ 人} = 40 \text{ 時間/週}$

区分4： $40 \text{ 時間} \times 6 \div 6 \text{ 人} = 40 \text{ 時間/週}$

(3) 当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等

$40 \text{ 時間} \times (15 \div 12) \text{ 人} = 48 \text{ 時間/週}$

⇒ (1) ~ (3) の合計308時間/週以上が必要です。

共同生活援助の自立生活支援加算

自立生活支援加算(Ⅰ) 1,000単位/月

6月間に限り所定単位数を算定。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象です。

自立生活支援加算(Ⅲ) 80単位/日（3年以内の場合）

移行支援住居において一定支援後、単身生活等を希望し、かつ単身等での生活が可能と見込まれる利用者。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

● 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外です。

共同生活援助の日中支援加算（Ⅱ）の見直し

日中支援加算（Ⅱ）について、日中活動サービス利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合、**支援を提供した初日から評価を行う**などの支援の実態に応じた見直しをします。

⇒支援の**初日**から算定可。

●介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とします。

短期入所の重度障害者支援加算

1. 重度障害者支援加算(Ⅰ) 50単位

指定短期入所事業所等において、区分6に該当し、かつ、重度障害者等包括支援の対象者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。

●医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定できません。

2. 重度障害者支援加算(Ⅱ) 30単位

指定短期入所事業所等において、区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目10点以上の利用者の支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。

●重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、加算できません。

短期入所の重度障害者支援加算

強度行動障がいをもつ者に対して、強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者、強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画に基づき支援を行った日は、さらに

1. 重度障害者支援加算（Ⅰ）は100単位
2. 重度障害者支援加算（Ⅱ）は70単位

を算定可能。

短期入所の食事提供体制加算の見直し

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において一定の要件のもと令和9年3月31日まで経過措置が延長されることになりました。

収入が一定の額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①～③のいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケアステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること。
- ② 利用者ごとの摂食量を記載していること。
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること。

⇒対象者であるかは受給者証を確認してください。

福祉型強化特定短期入所サービス費

福祉型強化短期入所サービスにおいて、**医療的ケア児者の入浴支援等**、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価します。

福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（障がい者向け）

福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障がい児向け）

※医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定できます。

以上で、令和6年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（共同生活援助及び短期入所・報酬改定編）を終わります。

大阪市HPにおいて、今回のスライド資料やその他参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。